

第121回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和6年1月17日（水）午前9時30分～正午

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

（2）大阪市職員

福岡市民局理事、忍市民局ダイバーシティ推進室長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長、西澤市民局ダイバーシティ推進室多文化共生担当課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）第119回・第120回会議要旨の確認

（2）継続案件の調査審議

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声が届時に伝わることを確認した。

事務局から、案件番号「令元一職6」及び「令元一職7」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第120回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和5年12月18日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）第119回・第120回会議要旨の確認

○第119回・第120回の会議要旨を確定した。

議題（2）継続案件の調査審議

○継続案件のうち8件について、調査審議を行った。

○8件のうち4件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平28-20」、「平29-職2」及び「平29-職3」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・諮問書別紙の2(4)の、本件表現活動を行ったものの氏名又は名称等中、「(本件表現活動3及び本件表現活動4)」にかかる内容については、表現活動を行ったものごとに記載することが適当である。

・また、「(本件表現活動5)」にかかる内容については、「氏名又は名称は判明していないので、条例第5条第1項ただし書の規定により公表しない。」とするのが適当である。

・加えて、諮問書別紙の2(4)の見出しについては、「本件表現活動を行ったものの氏名又は名称」とするのが適当である。

・なお、諮問書別紙の2(1)において定義されている表現のうち、当該箇所以外では使用されていない定義は削除すること及び定義の引用誤りを修正することが適当である。

○案件番号「平28-職1」については、次のとおり意見を述べるほかは、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問の内容が妥当なものと認めるので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

- ・ 諮問書別紙の 2 (4) の、本件表現活動を行ったものの氏名又は名称中、「(本件表現活動 2 及び本件表現活動 3)」にかかる内容については、表現活動を行ったものごとに記載することが適当である。
- ・ なお、諮問書別紙の 2 (1) において定義されている表現のうち、当該箇所以外では使用されていない定義は削除することが適当である。

以上